

西予市分譲団地移転費用支援金・概要説明

1 【支援対象者】

令和5年1月1日以降に「さくら分譲団地」又は「高野子分譲団地」を取得した者。

2 【支援金】

(1) さくら分譲団地

ア 100万円

建物の設計及び建築を西予市内に本店、支店又は営業所を有する業者に発注した場合。

イ 75万円

ア以外の業者に建物の設計及び建築を発注した場合。

(2) 高野子分譲団地

ア 75万円

建物の設計及び建築を西予市内に本店、支店又は営業所を有する業者に発注した場合。

イ 50万円

ア以外の業者に建物の設計及び建築を発注した場合。

3 【申込み方法】

「西予市分譲団地移転費用支援金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅への転入又は転居後に提出してください。

○必要書類

●建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認申請書と確認済証の写し

(設計者・工事施工者の確認できるもの)

●住民票(住所移転後のもの)

※西予市住宅土地活用事業補助金「せいよ de 子育て応援金」との重複申請はできません。